

令和元年 12 月 佐川町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 令和元年 12 月 6 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和元年 12 月 6 日 午前 9 時宣告

開 議 令和元年 12 月 6 日 午前 9 時宣告（第 1 日）

応 招 議 員	1 番	橋元	陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森	勝仁
	4 番	下川	芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田	昌平
	7 番	森	正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦	隆起
	1 0 番	岡村	統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田	耕朗
	1 3 番	西村	清勇	1 4 番	藤原 健祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	橋元	陽一	2 番	宮崎知恵子	3 番	西森	勝仁
	4 番	下川	芳樹	5 番	坂本 玲子	6 番	邑田	昌平
	7 番	森	正彦	8 番	片岡 勝一	9 番	松浦	隆起
	1 0 番	岡村	統正	1 1 番	中村 卓司	1 2 番	永田	耕朗
	1 3 番	西村	清勇	1 4 番	藤原 健祐			

欠 席 議 員 な し

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副 町 長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育委員会教育長	濱田 陽治	国土調査課長	橋掛 直馬
総 務 課 長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教 育 次 長	片岡 雄司
税 務 課 長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町 民 課 長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目	別紙のとおり
議員提出議案の題目	な し
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 12 番 永田 耕朗 13 番 西村 清勇

令和元年12月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和元年12月6日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 陳情について |
| 日程第6 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第7 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第8 | 議案第72号 | 令和元年度佐川町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第9 | 議案第73号 | 令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第10 | 議案第74号 | 令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第75号 | 佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第76号 | 佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第77号 | 佐川町会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第78号 | 佐川町森林環境譲与税基金条例の制定について |

議長（岡村統正君）

おはようございます。ただいまから令和元年 12 月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりとします。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、12 番、永田耕朗君、13 番、西村清勇君を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（永田耕朗君）

おはようございます。12 月定例会会期及び運営につきまして、12 月 2 日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日 12 月 6 日を開会とし、諮問案、議案の上程、説明までとし、終了後、各常任委員会を開きます。7 日土曜日、8 日日曜日は休会とします。9 日月曜日は一般質問を行います。10 日火曜日は一般質問と常任委員会審査報告を行います。11 日水曜日は休会とし、議員全員協議会を開きます。12 日木曜日は議案審議、討論、採決等を行い閉会とします。

本定例会の会期は 12 月 6 日から 12 日までの 7 日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては、議長に一任いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 12 月 12 日までの 7 日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から 12 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、諸般の報告を行います。

議長就任後の重立ったものについて報告します。

11月1日、高知県戦没者追悼式が高知市のかるぼーとで開催され、出席いたしました。

11月10日、第21回佐川町健康福祉大会が、かわせみで開催され祝辞を申し上げてまいりました。大会式典のあと、富山県NPO法人「ふるさとのあかり」の代表の山田紀子氏から「みんなと共に生きる、富山型デイサービスの実践」と題した講演を拝聴してまいりました。

11月11日、本町を含む1市、4町、1村と県で構成されている国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会で、国土交通省四国地方整備局を訪問し、要望活動を行ってまいりました。各自治体の首長・議長・担当課長が出席し、それぞれの自治体で要望項目を説明し、意見交換をしてまいりました。

11月12日からの3日間、全国町村議会議長会創立70周年記念式典と第63回全国町村議会議長会全国大会が東京都のNHKホールで開催され、事務局と出席いたしました。記念式典では安倍総理大臣をはじめ、衆参両院議長、総務大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣等多数の国会議員の出席のもと、記念表彰をはじめ、式典がおごそかに行われました。その中で、町村議会議員として30年以上在職し、地域の福祉向上に功労があった議員として永年功労者表彰を本町の藤原健祐議員が受賞されておりますのでご報告いたします。

その後の全国大会では「東日本大震災等大規模災害からの復興及び災害対策」と「議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備」の2つの特別決議を皮切りに「地方創生のさらなる推進」「町村財政の強化」「農業農村振興対策の強化」「教育・文化の振興」「介護高齢者福祉の充実強化」等、28議案が出されました。また全国地区要望は9議案、そのうち四国からは「四国8の字ネットワーク」並びに「四国新幹線の整備促進」等高速交通ネットワークの整備促進に関する要望が出されました。全ての議案とも満場一致で採択され、役員が関係機関へ要請することに決定しました。あわせて高幡町村議会議長会の研修が実施され、埼玉県三芳町を訪問いたしました。議会改革の取り組みの状況についての研修であり、三芳町の副議長、議会運営委員長から説明を受け、意見交換を行ってまいりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長(堀見和道君)

皆様、おはようございます。

本日は、議員の皆様方のご出席をいただき、令和元年12月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営につきましてご指導、ご協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。はじめに、新たな管理型産業廃棄物最終処分場について報告いたします。

9月8日、11日の2日間、集落活動センター「加茂の里」において、加茂地区の住民に対して、県主催の説明会が開催され、施設整備と周辺安全対策に向けた調査に関するスケジュール、建設予定地の地質調査などの調査内容、そして周辺安全対策として実施する進入道路の再検討、長竹川の増水対策などについて説明がありました。

住民からは、仮に施設の整備に遅れが生じても、安全対策の取り組みとして河川改修を優先して実施してほしいなどの意見が出されました。

県からは、住民からの質問に対して、井戸の調査は農業用も対象とすることや、施設への進入路のルート案は、以前県が示したルート案以外にも検討していることが説明されました。

町におきましては、9月10日に、処分場の整備にともなう地域振興策の策定方法について庁議で協議を行なったうえで、9月12日に議員の皆様にご提示し、ご意見をいただきました。

その後、9月17日から20日までの4日間、長竹、横山、竹ノ倉の公民館と集落活動センター「加茂の里」において、最終処分場の整備に伴う地域振興策について、住民説明会を開催いたしました。

説明会では、最初に、町が地域振興策を策定するに当たっての基本的な考え方として、第1に、施設整備の受け入れにあたり県と町で締結した「確認書」に明記した「県と町が協力して、加茂地区で子供や若者たちが、将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境を維持・向上させる」ことを具体化するための取り組みを実施すること。

第2に、県の産業振興を下支えする施設を佐川町が受け入れるにあたり、佐川町においても産業振興や町全体の振興を図る取組を行うこととお示しし、そのうえで、町が取りまとめる地域振興策について、県が実施する長竹川の増水対策を始めとする4項目に加えて、加茂地区の安全安心対策として、道路や公民館の整備などを例示するとともに、町全体の振興策として道の駅と図書館の整備の2項目をお示ししご意見とご要望をお伺いしました。

住民の皆様からは、長竹川だけでなく支流の増水対策の必要性や集落内の道路の幅員が狭く救急車も入れない状態であり道路の拡幅を切望していること、そして、風評被害により、将来、住民が住めない場所にならないような取組を望んでいること、また、児童生徒の通学路の安全対策などの要望がありました。

要望につきましては、説明会終了後も町民課で電話等により受付し、9月末までの要望について一旦整理を行い、11月1日、6日、8日と12月2日の4日間で地元の方々とともに、要望箇所を含む加茂地区内を回り、振興策策定のための聞き取りと現地確認を行いました。

今後は、地元からの要望を踏まえて、「加茂地区の安全安心の具体的な取組み」の案を、町において整理し、これを、住民の皆様をはじめ、議会の皆様にご提示し、ご意見をお伺いするというキャッチボールを繰り返すことで、「加茂地区で子供や若者たちが、将来にわたって安心し、誇りをもって暮らし続けられる環境の維持・向上」につながる地域振興策の取りまとめを丁寧に進めてまいりたいと考えております。

併せて、町全体の振興策につきましても、議会の皆様のご意見をお伺いしながら、取りまとめを進めていきたいと考えておりますので、今後とも御指導よろしくお願い申し上げます。

次に、道の駅整備検討事業について報告いたします。

基本構想案の策定にあたって、7月から施設の内容などを具体的に検討するため、農業生産者、加工販売等の事業者や、商工会、はちきんの店、観光協会など、今後、道の駅に関わっていただくことが想定されるメンバーによるワークショップを実施しております。

これまで5回のワークショップを実施し、建設に向けての全体スケジュール、整備すべき機能、霧生関の町有地を視察したうえでの

施設の配置、佐川らしさを反映させた施設の内容などについて、検討してまいりました。

私も2回参加をさせていただき、皆さんの熱のこもった話し合いの中で、まじめな提案やおもしろいアイデアが色々と出され、みんなでつくる道の駅の基本構想について大いに期待が膨らみました。

ワークショップでの検討作業はおおむね終了いたしましたので、議員の皆様には、本定例会中に、現時点での基本構想案をご説明させていただきますので、ご意見、ご提言をいただければと考えております。

次に、新図書館を含む新文化拠点施設の整備について報告いたします。

新図書館整備方針策定委員会では、本年度中の基本構想の策定に向け、町民の皆様のご意見や思いをお聞きする、ワークショップや講演会を開催しており、町民の皆様とともに基本構想の策定に取り組んでおります。

9月8日には、「人づくり・まち育て・デモクラシーと図書館を考える」と題して、元瀬戸内市民図書館館長で奈良大学教授の嶋田学氏の講演会を開催いたしました。

10月14日と11月4日には、「地域から考える佐川町の図書館、文化拠点」をテーマにした第2回、第3回のワークショップを開催し、それぞれ、小中学生を含む36名と30名の方々に参加をいただき、地域の魅力や課題、そして新施設のあり方などについて話し合いを行いました。

また、青山文庫につきましても、新文化拠点施設への移転に向け本日、第1回基本構想策定委員会を開催することとしております。今後におきましては、基本構想案がまとまり次第、議会の皆様に御説明をさせていただき、御意見をお伺いしながら事業を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導よろしくお願い申し上げます。

続きまして、各課の所管事項について、報告をさせていただきます。

はじめに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。

まず、地域づくりの取組みについて報告いたします。

佐川地区を除く周辺4地区におきましては、中山間地域特有の間

題を克服するため、集落活動センターやあったかふれあいセンターといった地域住民の拠点を生かした地域づくりを進めておりますが、それぞれの地域の課題を踏まえて、より一層、活動が充実するよう、地域住民の方々と役場職員が意見交換を行う「集落しあわせ会議」を11月5日から、順次、各地区の集落活動センターで開催しております。

斗賀野地区では、地域の水稻を中心とした一次産業を維持していくため、9月に設立した「農事組合法人トピアとかの」について、当面の事業計画の説明があり、役場としても法人の活動を全力で支援していくことを表明いたしました。

また、あったかふれあいセンターの役割について、斗賀野地区が独自で実施している高齢者の住宅への「お助け大作戦」の事例を通じて、地域住民の互助活動を進める地域福祉の拠点としての重要性が高まっていることなど、様々な意見交換を行いました。

加茂地区では、住民の交流機会の拡大や、加茂の里づくり会の体制づくりについて意見交換を行いました。

講演会やレクリエーションを開催して、住民が気軽に交流できる機会を増やしたいといった意見や、ボランティア活動をしている住民の方々を地域全体で支えながら、加茂の里づくり会の体制づくりにつなげていきたい、といった意見が出されました。

黒岩地区では、休校となっている黒岩中学校の今後のこと、農業の働き方に関すること、イベントなどへの若者の参加促進に関することについて、意見交換を行いました。

黒岩中学校の今後につきましては、教育委員会として、黒岩小学校の生徒数の推移などを勘案しながら、適切な時期にあらためて保護者や地域と相談し、学校を再開するのか、廃校にするのか、方針を決めていくことを確認いたしました。

今後、開催を予定しております尾川地区を含め、「集落しあわせ会議」で出ました地域づくりの意見やアイデアを、まじめに、おもしろく、地域の方々と一緒に具体的な取組みにつなげていきたいと考えております。

次に、「さかわぐるぐるバス」について報告いたします。

地域公共交通会議の協議結果を受けて、加茂・荷稻線の経路を一部変更し、郊外線を健康福祉センターかわせみまで全線乗り入れる

など、地域の要望や運転手など、現場の意見を反映させたダイヤ改正を、11月1日に行いました。

改正後、大きな混乱はなく、順調に運行できており、乗客数の実績につきましては、8月は、823人、9月は、831人、ダイヤ改正後の10月は、過去最高の894人を記録しました。

8月から10月までの1便あたりの平均乗客数は2.58人となっており、5月から7月までを0.17人上回っております。

年明けには、地域住民との意見交換を行わせていただくことにしており、引き続き、住民の皆様からのご意見をお聞きしながら、利便性を高める取り組みを進めてまいります。

次に、観光事業について報告いたします。

観光による地域づくりの目玉事業として取り組んでいる観光体験プログラム「第1回わんさかわっしょい体験博」が、10月5日から11月9日までの日程で開催されました。

全20プログラム、定員総数479人に対して、延べ282人の参加があり、参加率は58.8%となりました。

参加者を地域別で見ると、高知市が最も多く36%、次いで佐川町内が31%、それ以外の県内が27%、県外が6%という結果になりました。

苔テラリウム作りや紅茶テイスティングなど、プレ博で人気のあったプログラムに加え、山椒もちづくり体験や、佐川の桜で作るバターナイフなど、佐川ならではのプログラムのほか、佐川高校の生徒が案内する街歩きプログラムもあり、20のプログラムそれぞれに個性がある、多種多様な内容での開催となりました。

参加者アンケートを見ると、参加者の約3割は、複数のプログラムに参加していることや、ほとんどのプログラムが、参加者から高い満足度を得ていることがわかり、佐川の魅力が十分伝わった第1回の「わんぱく」であったと言えます。

今後は、アンケートの分析や、プログラムを企画実施した事業者の振り返りを踏まえ、次回開催に生かしていきたいと考えております。

次に、イベントについて報告いたします。

11月16日に、さかわ酒蔵ロード劇場が、実行委員会の主催により開催されました。第12回目を迎えた今年は、昨年に引き続き、県

内で活躍している作家3名の作品がメインストリートを飾りました。

牧野富太郎博士を題材にしたものなど、個性豊かな作品が、夜の白壁に映し出され、6千人もの来場者は、思い思いに幻想的な世界に浸っていました。

また、佐川文庫庫舎でのアーティストによる演奏に聞き入る人や、青源寺のライトアップ、開館を延長した青山文庫に足を運ぶ人もあり、佐川町を代表する一夜限りの光のイベントは、天候にも恵まれ、大成功を収めることができました。

次に、来年度の地域おこし協力隊の募集について報告いたします。

来年度の業務内容と募集人員につきましては、自伐型林業の推進と実践に4名程度、さかわ発明ラボのスタッフに2名程度を予定しており、来年1月8日まで応募を受け付けております。

11月には、東京都と京都府で説明会を開催したほか、応募希望者を対象に12月13日から15日の2泊3日のスケジュールで、本町で実際に業務内容を体験してもらうツアーを開催することとしております。

年々、地域おこし協力隊を募集する自治体が増加し、人材の確保が厳しくなっておりますが、今後も、工夫を凝らした募集活動を展開してまいります。

次に、さかわ発明ラボの取組みについて報告いたします。

10月6日に、関東に活動拠点を持つ株式会社V I V I T Aの主催で、東京都で開催された「V I V I T A R O B O C O N 2019 年全国大会」に佐川町内から3名の小中学生が参加しました。

この大会は、自由度の高いロボットを製作し、その操作性を競うことで、子供たちの創造性を育むことを目的としたコンテストで、さかわ発明ラボなど、国内5拠点、海外2拠点から26名の子供たちが参加しました。

決められたコートの中で、5分間にどれだけのボールを1カ所に集めて得点できるかを試合形式で競ったコンテストには、各拠点から多くのサポーターが応援に駆け付け、子供たちに熱い声援が送られていました。

コンテスト終了後には各賞が発表され、佐川町から参加した飯島真洋くんが製作したロボットが、技術的に最も優れていたとする「テクノロジー賞」を受賞いたしました。

今後も引き続き、さかわ発明ラボでは、放課後発明クラブなどを通じて、子供たちの自主性や創造性を育む取り組みを進めてまいります。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、職員採用について報告いたします。

令和元年度の職員採用第2次試験を9月29日に実施し、保育士1名、調理員1名を採用することといたしました。

採用者につきましては、来年4月からチーム佐川の一員として、今後の活躍を期待しております。

次に、佐川町防災行政無線の更新について報告いたします。

防災行政無線の更新に係る基本設計策定委託業務が9月30日に完了したことを受けて、引き続き、実施設計業務について、10月11日に858万円で委託契約を締結し、年度内の完了に向けて作業を進めているところであります。

今回の業務では、各地区に設置している同報系防災行政無線と持ち運びのできる移動系防災行政無線の両方の設計を進めており、移動系につきましては、高知県が導入する高知県防災行政無線システムとの連携を前提に機種等の選定を行っております。

さらに、両設計に加え、佐川町の防災情報等をいつでも閲覧することができ、緊急時には、プッシュ型で情報を提供することのできる防災アプリの導入も併せて検討をしております。

近年、情報伝達システムが多様化する中、佐川町にとって、より良いシステムが構築できるよう、委託業者と連携を図りながら、来年度の整備に向けて着実に事業を進めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

まず、人権フェスティバルについて報告いたします。

11月30日に、今年で36回目となります「人権フェスティバル」を桜座において開催し、小中高生や一般の方を合わせ、404名の来場がありました。

第1部は、人権まちづくり意見発表会として、町内小中校生代表12名により、動物や兄弟の誕生を通して感じた命の大切さや、障害があることも1つの個性として捉え、誰に対しても思いやりを持ち、みんなが住みやすい社会を目指したいこと、そして、大人も相手を思いやる気持ちを持って自分が言うことに対して注意を払ってほし

いことなど、自分の経験や日ごろ感じていることについて、発表していただきました。

第2部は、一般社団法人日本LGBT協会代表理事清水展人さんによる「自分らしく生きる」と題した講演を行い、ご自身が成長する過程で自分の性に違和感があったこと、自分の性表現を押し殺して女性らしく振る舞ったこともあったが自分らしく生きていこうと決めて今の自分があることなど、ご自身の経験を紹介いただきながら、みんなで違いを認め合い、お互いを尊重することで、自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指していることについて講演をいただきました。

今後も、「人権フェスティバル」などの取り組みを通して、多様な視点から人権尊重の町づくり・人づくりの気運を高めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバーカードの交付事務について報告いたします。本町におけるマイナンバーカードの普及率は、11月1日現在で7.4%であり、昨年同時期から0.8%増加しておりますが、高知県全体の8.2%、全国の14.3%に及ばない状況となっております。

令和2年度には、マイナンバーカードを取得し、マイキーIDを設定した方に対して、「マイナポイント」を活用した消費活性化策の導入が予定されており、令和3年3月には、マイナンバーカードを健康保険証として使えるようにすることを盛り込んだ健康保険法などの改正も予定されております。

このことから、制度導入直前の駆け込みによる窓口の混雑を避けるため、事前に住民の皆様にごできるだけ早めに交付申請を行っていただくよう、広報を通して啓発を行うこととしております。

また、カードの受け取りに際しては、交付時に申請者本人に役場窓口に来ていただく必要があり、子供さんであっても同様の手続きが必要となることから、受け取り時の利便性向上を図るため、役場閉庁後の時間外においても交付窓口を開設することとしております。

「マイナポイント」の取得方法などにつきましては、今後詳細が決定次第、広報等で周知する予定ではありますが、制度導入を見据え、早めにマイナンバーカードの交付申請を行っていただくよう、議員の皆様にも住民の方々へのお知らせなどご協力をお願い申し上げます。

げます。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、民生委員・児童委員の改選について報告いたします。

民生委員・児童委員は、社会福祉の増進のため、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行うことで、地域住民の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を担っていただいております、このたび、同委員の任期満了に伴う一斉改選が行われました。

新たに委嘱を受けた民生児童委員 45 名、主任児童委員 6 名の合計 51 名の任期につきましては、12 月 1 日からの 3 年間となっており、12 月 3 日に健康福祉センターかわせみにおいて委嘱状伝達式を執り行いました。

今後も、地域福祉の担い手として、住民個々の相談に応じ、その生活課題の解決にあたるとともに、地域全体の福祉増進のための活動に取り組んでいただくことを期待しております。

次に、プレミアム付商品券事業について報告いたします。

プレミアム付商品券は、10 月 1 日からの消費税率の 10% への引き上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、住民税非課税者や 3 歳未満の子育て世帯の方を対象に 1 人当たり 2 万 5 千円分の商品券を 2 万円で購入できるようになっており、地域の幅広い店舗で日常的な買い物にご利用いただけます。

9 月に住民税非課税者 2,694 名の方に申請書を送付しており、11 月末現在で 1,038 名の方が申請をされ、1,036 名の方に交付決定通知書及び購入引換券の交付をしております。

3 歳未満の子育て世帯の方につきましては、申請書の提出は不要となっておりますので、すでに対象となる 210 世帯すべてに購入引換券の交付をしております。

住民税非課税者の購入引換券につきましては、申請書の提出が必要となっており、提出いただいた申請書を審査したうえで、順次、購入引換券を発送させていただきますので、早めの申請をお願いいたします。

次に、10 月 1 日から実施された幼児教育・保育の無償化制度について報告いたします。

無償化につきましては、消費税率の引き上げによる財源を活用し

て子育て世代の負担軽減を図るため、平成 26 年度より段階的に実施されており、年収 360 万円未満相当のひとり親世帯については、幼稚園・保育所に入所している第 1 子の保育料は半額、第 2 子以降は無償にするなどの軽減策がこうじられてきました。

10 月からは 3 歳児から 5 歳児までの副食費を除いた保育料と 0 歳児から 2 歳児までの住民税非課税世帯の保育料が全額無料となっております。

今回の無償化の対象には、副食費は含まれておらず、保護者が負担することとされておりますが、保育料が無償となることで世帯の負担はこれまでより、大幅に軽減されることになります。

また、佐川町では、18 歳未満の児童を 3 人以上養育している世帯の第 3 子以降の保育料や副食費を全額軽減する多子世帯保育料軽減事業や副食費軽減事業を実施しており、無償化前と比較し、負担が増えた世帯は発生しておりません。

次に、「佐川町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」の策定に向けた取り組みについて報告いたします。

本計画は、高齢者に関わる福祉施策をはじめ、生きがいつくりや支え合いの地域づくり、生活環境づくりなどの関連施策の方向性を明らかにするもので、次期計画の期間は令和 3 年度からの 3 年間となっております。

計画の策定にあたっては、限られた期間でアンケートによるニーズ調査や実態調査を実施するとともに、介護サービスの給付実績を分析し、今後のサービス内容やサービス量を見込んだ保険料の算出までを行う必要があり、スケジュールに余裕がない現状もあることから、第 8 期計画につきましては、十分な分析、検討に要する期間を確保するため、現計画の中間年度である本年度から令和 2 年度までの 2 年間をかけて策定することといたしました。

本年度は、計画の基礎資料とするため、来年 2 月に、要介護認定を受けていない 65 歳以上の約 4,300 人の方を対象に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、要介護認定を受けている在宅の高齢者とその介護者約 700 人の方を対象に、「在宅介護実態調査」を実施する予定としております。

佐川町の実態を詳細に把握し、分析したうえで、当町の実情に即した計画づくりに反映したいと考えておりますので、調査票が送付

された方々におかれましては、回答へのご協力をお願い申し上げます。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、集落営農組織の設立状況について報告いたします。

町内の農地は栽培条件が悪い地域に限らず、圃場整備を実施した地域においても耕作放棄地が見られるなど、個人での営農継続が難しい状況にある中、斗賀野地区におきまして、「地域の田園風景を守り、先人たちの築いた農地を子や孫の世代に引き継いでいく」との思いを持った方々により、本年9月に、農事組合法人「トピアとかの」が設立されました。

個人での営農管理が難しい農地について、全面受託をはじめ、田植え・稲刈りなどの一部作業を組織が担うことにより、地域の農地を荒らさず活用することができ、地域農業の継続と集落の維持発展につながることを期待されております。

今後も、関係機関と協力し、地域の農地を継続して耕作できる環境整備に取り組むとともに組織の活動を支援してまいります。

次に、圃場整備事業について報告いたします。

圃場整備事業は農作業の効率化や生産性の向上を目的として、区画形状が悪い、農道がないなど、耕作条件が不利な農地の区画整理を行い、農道と用排水路を整備する事業であります。

今後、農業従事者の減少が予測される中、耕作されている農地面積を維持し、営農を継続していくために、圃場整備は必要であり、また担い手農家が規模拡大する場合や新規就農者を受け入れる場合においても、圃場整備は有効な手段であると考えております。

現在、高知県が実施する県営圃場整備事業は、以前より採択要件が緩和され、受益面積10ヘクタール以上で実施できる事業も創設されております。

事業費につきましては、国・県・町そして受益者が、それぞれ負担することが原則となっておりますが、新たな事業の創設と既存事業の内容拡充にともない、その事業が定める要件を満たすことで、受益者負担分については大幅な低減が可能となっております。

事業実施にあたりましては、関係する皆様の意向が大変重要となるため、まずは、事業実施に非常に前向きで中心的な担い手がいる3地区をモデル地区として、協議を重ねているところであります。

モデル地区のうち2地区につきましては、すでに土地所有者などへのアンケート調査を実施し、その取りまとめをしており、残る1地区については、調査の準備をしているところであります。

今後、アンケートの集計結果を取りまとめたうえで、各地区の関係者に対して、地元説明会を開催することとしており、引き続き、関係する地域の皆様にとって、有利な事業を導入できるよう、高知県をはじめ、関係機関と連携し、事業実施に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、自伐型林業推進事業について報告いたします。

山林の集約化につきましては、今年の4月以降、新たに約120ヘクタールの管理契約を締結し、これまでに、350ヘクタールの民有林を集約することができております。

本年度は、新たに室原地区において、約20ヘクタールの山林所有者を対象に、森林管理のアンケート調査を実施するよう準備を進めております。

また、佐川中学校から社会科で学ぶ地域おこしの授業において、「教科書に掲載されている内容ではなく、佐川町の自伐型林業の取り組みを題材として子供たちに学ばせたい」との依頼を受け、2年生の教材として取り上げていただきました。

さらに、11月18日には、2年生の社会科合同授業として、直接、話ができる機会をいただき、行政と施業者、それぞれの視点から説明をさせていただきました。

自分たちが住んでいるまちの取り組みから、放置されている森林を整備することの重要性や永続的な森林管理を目指すことで生まれる地域の雇用創出などについて、学んでもらえたのではないかと考えております。

今後も、多くの町民の皆様に、自伐型林業の活動を通して、山や木に興味をもっていただけるよう、取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、災害復旧事業について報告いたします。

10月2日から3日にかけての台風18号により、佐川町では、国土交通省佐川観測所の雨量計で最大24時間雨量269ミリを記録しております。

この台風による災害復旧事業の申請件数は、公共土木施設災害が、

道路 3 件、河川 2 件、農地農業用施設災害が、農地 10 件、農業用施設 3 件となっております。

被害総額は、公共土木施設災害が、1,371 万 7 千円、農地農業用施設災害が、2,900 万円となっており、早期復旧に向け、今月中旬に予定されている災害査定を受ける準備を進めております。

次に、住宅耐震化支援事業について報告いたします。

本年度から、今までの取り組みに加え、南海トラフ地震対策の必要性和補助事業の周知を対面で行うことにより、耐震工事の進捗を図り、住宅耐震化率を向上させることを目的として、木造住宅耐震化促進事業の登録工務店と連携した戸別訪問を実施しております。

個別訪問では、住宅の耐震化事業以外に、避難路に面したブロック塀の地震対策や家具の転倒防止対策などについても情報提供を行っており、本年度は 100 件を目標に進めております。

11 月末現在で 60 件が完了しており、役場の担当者だけでなく、耐震工事に関して、多くの知識・経験がある登録工務店とともに訪問することにより、耐震化の必要性や工事内容などについて、対象の皆様に、より深く理解をいただけていると思っております。

今後も、耐震改修の促進を図ることにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減するため、耐震工事をはじめとする南海トラフ地震対策への取り組みを進めてまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

5 カ年計画に基づき、実施しております基幹管路の耐震化工事につきましては、本年度の工事区間、約 480 メートルが 11 月末に竣工いたしました。

工事期間中は、御不便、御迷惑をお掛けいたしました但、住民の皆様のご理解とご協力により、順調に進めることができました。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減し、強靱で安心安全な水道事業を実現するための取組みを進めてまいります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

本年度の調査対象地区であります永野の現地調査を再開し、9 月から 11 月にかけて、延べ 17 日間にわたり実施いたしました。

推進員や立会人の方々にご協力をいただき、ほぼ順調に実施することができましたが、立会いただけなかった方がいることや地図

混乱のため、境界を確認できなかった土地があることから、後日、立会人の方と調整をとりまして、再調査を行うこととしております。

また、前年度調査の四ツ白及び二ツ野の各一部の閲覧を、来年1月10日から2月9日まで、永野の一部の閲覧を、1月22日から2月10日までのそれぞれ20日間にわたり実施する予定としており、現在、準備を進めているところであります。

今後も引き続き、本年度中の調査終了に向けて着実に事業を進めてまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、高知大学出前公開講座について報告いたします。

「文教のまち佐川の人づくり」の取り組みの1つとしまして、6年連続の取組みとなる町民の皆様を対象とした高知大学出前公開講座を、11月6日、13日、20日の3日間にわたり、名教館において開催いたしました。

今回の講座は、「日本の土地利用の変遷と生物多様性、その保全」と、「高知の地層から探る地球と宇宙のひみつ」、そして「中世山城の考古学 ～佐川町の山城～」の3つをテーマとして、定員30名で募集しましたところ、3日間で延べ42名の受講生があり、地域に関心を持つ町民の皆様が多くいることを実感いたしました。

なお、3日以上受講された14名には、高知大学学長名の修了証書が授与されました。

来年度以降につきましても、ふるさと教育「さかわ未来学」の推進と併せて、アンケート調査の結果なども参考にしながら、町民の皆様の期待に応えることができる公開講座を開催したいと考えております。

次に、佐川町文化祭について報告いたします。

文化祭は、美術部門と芸能部門からなっており、美術部門は、10月26日から11月4日まで、芸能部門は、10月26日・27日の両日、それぞれ桜座で開催され、佐川町文化推進協議会の各サークルの皆様に出展・出演をしていただきました。

美術部門では、水彩画・ちぎり絵・書道など200点以上の作品が展示され、芸能部門では、21サークルの皆様に、合唱・民謡・楽器演奏・踊りなどを披露していただき、両部門併せて913名の入場者がありました。

この文化祭に加え、桜座において、11月7日には佐川町小中学校芸能祭、11月17日には佐川中学校吹奏楽部の定期演奏会が、それぞれ満員の聴衆の下で開催されるなど、多くの町民の皆様に、芸術の秋を大いに堪能していただきました。

次に、小中学校の空調機設置工事について報告いたします。

空調機設置工事につきましては、施工業者や学校との円滑な連携により、予定どおり8月末に完成し、全ての小中学校において、2学期のスタートから稼働を始めており、今年のような酷暑の中でも、子供たちの安全で快適な学習環境が確保されております。

次に、小中学校の教育用タブレットの設置について報告いたします。

6月定例会において物品購入契約の締結について議決をいただき、設置を進めておりました教育用タブレットにつきましては、予定どおり8月末に完了し、2学期から、各学校で1学級分と指導者用の供用を開始し、各学校において各教科に活用をしております。

また、さかわ未来学構想の取り組みの1つとして導入しましたコンパス社の学習支援システム「キュービナ」などにもタブレットを活用しております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、懸案の医師確保につきましては、現在、10月から12月までの任期で聖マリアンナ医科大学から内科医師1名が派遣されており、来年1月からも引き続き3か月間の任期で後任の内科医師1名が派遣されることが内定いたしましたので、本年度中は常勤医師9名の体制を確保できることとなっております。

この派遣につきましては、高知県が県内の地域医療の向上と地域医療人材の充実を図るため、聖マリアンナ医科大学に設置した「高知県地域医療支援プロジェクト講座」を利用したものでありましたが、この講座が本年度をもって終了することになったとの報告を受けており、7年間続けていただいた同大学からの医師の派遣は、来年度以降はなくなることとなっております。

誠に残念ではありますが、長きにわたり医師の派遣を続けていただいた高知県と聖マリアンナ医科大学に感謝を申し上げます。

また、9月26日に厚生労働省が地域医療構想の実現に向け、公立・公的医療機関の再編・統合の議論を要請する424の病院名を公

表いたしました。

県内では高北病院をはじめ、仁淀病院、土佐市民病院など5病院が入っておりますが、高北病院は、県の地域医療構想に基づき、いち早く平成29年度に病床再編を行い、患者の医療需要に応じた適切な医療機能を提供できるよう、不足する病床機能への転換などを通して必要な病床機能を確保するとともに、関係機関の連携体制を強化し、適切な医療提供体制の構築に取り組んでおりますので、再編・統合の議論につきましては、現時点では必要ないものと考えております。

そして今後も、地域包括ケアシステムの拠点病院、救急告示病院、災害救護病院としての機能をさらに充実させ、地域の皆様の期待に応えていくためにも、来年度以降も現在の常勤医師9名の体制を維持できるよう、関係者をはじめ、関係機関に医師の紹介、派遣についてお願いしているところであります。

議員の皆様におかれましても、引き続き、病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、補正予算案を含む議案が7件、諮問が2件となっております。

ご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（岡村統正君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、陳情についてを議題といたします。

本日まで受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

受理番号5、受理番号6は、産業厚生常任委員会に付託します。

日程第6、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、諮問案件について御説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、令和2年3月31日付けで退任されます、西森精一氏の後任といたしまして、広田郁雄氏を推薦したく、議会の御意見をお伺いするものであ

ります。広田氏につきましては、人格識見に高く、長年にわたり佐川町役場に奉職した経験から、広く社会に実情に通じ、また人権擁護につきましても高い見識を持たれており、温厚、誠実なその人柄は人権擁護委員として適任者であります。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本件は、お手元に配付しました意見のとおり、答申したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は、お手元に配付しました意見のとおり、答申することに決定いたしました。

日程第7、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは諮問案件について、御説明申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現委員であります、渡辺みち氏の任期が、令和2年3月31日で満了となることから、次期についても渡辺氏を推薦したく、議会の御意見をお伺いするものであります。渡辺氏は人権擁護委員を一期3年務められ、この間地域の保育園、小学校、中学校と連携を図りながら、学校教員としての経験をいかし、人権意識の向上と、情勢に多大に貢献をいただいております、人権擁護委員として適任者であります。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

お諮りします。

本件はお手元に配付しました意見のとおり、答申をしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は、お手元に配付しました意見のとおり、

答申することに決定いたしました。

ここで、10 時 15 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 00 分

再開 午前 10 時 15 分

議長（岡村統正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8、議案第 72 号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）から、日程第 14、議案第 78 号、佐川町森林環境譲与税基金条例の制定についてまで、以上 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは議案についてご説明申し上げます。

議案第 72 号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回歳入、歳出それぞれ 1 億 3,993 万 1 千円を追加し、総額を、歳入、歳出それぞれ 72 億 2,223 万 7 千円とするものであります。

議案第 73 号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回歳入、歳出それぞれ 152 万 2 千円を追加し、総額を歳入、歳出それぞれ 19 億 4,553 万 8 千円とするものであります。

議案第 74 号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、今回歳入、歳出それぞれ 53 万 8 千円を追加し、総額を、歳入、歳出それぞれ 18 億 7,710 万 7 千円とするものであります。

議案第 75 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限にかかる、措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、成年被後見人等にかかる欠格条項を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 76 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることにより、会

計年度任用職員の給料及び費用弁償について、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

議案第 77 号、佐川町会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の規定の整備と、所要の改正を行うものであります。

議案第 78 号、佐川町森林環境譲与税基金条例の制定につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に対する法律の施行により、同法第 27 条の規定に基づいて、国から贈与される森林環境譲与税について、同法第 37 条第 1 項の規定に基づき、佐川町が実施する森林の整備及び、その促進に関する資産に要する財源に充てるための基金を創設するため、新たに条例を制定するものであります。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。

各議案の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、どうかよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から、議案第 72 号、佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、主なものについて説明のほうさせていただきます。

まず補正予算書の 4 ページのほうをお開きください。4 ページ目のほうは、第 2 表の債務負担行為補正というものになっております。

債務負担行為につきましては、簡単に申し上げますと、単年度ではなく、複数年度にまたがる事業を実施する際に、契約締結により将来発生する負担につきまして、期間と限度額を定めるものということになっております。この補正での追加につきましては、介護保険特別会計で、本年度から実施いたします、佐川町高齢者福祉計画第 8 期介護保険事業計画の策定が、令和 2 年度までの複数年度にまたがるため、その経費のほうへ繰り出したします、介護保険特別会計への繰出金について債務負担行為を定めるものという内容になっております。

続きまして、5 ページをごらんください。5 ページのほうは第 3 表の地方債補正となっております。上段のほうの表の 1、追加起債の目的欄の山地災害防止事業、こちらの事業につきましては、川内ヶ谷の溪流の護岸工事と、山腹工事の財源とするため追加するもの

となっております。限度額につきましては1,160万となっております。

その下の段の河川改修につきましては、長竹川護岸改修工事の財源とするため、追加するものとなっております。限度額は1,400万となっております。なお起債の方法、利率、償還の方法につきましては、令和元年度一般会計の当初予算の地方債と同じ内容となっております。その下の表の2変更、起債の目的欄の公共土木施設災害復旧事業につきましては、先ほど説明いたしました、長竹川護岸改修工事が補助事業に採択要件に合致しないことによりまして、同工事の財源として計上しておりました、現年災害の町債、こちらのほうを550万円減額するものとなっております。限度額を550万円減額いたしまして、1,020万円に変更するものとなっております。

次に、事項別明細書の14ページ、15ページをお開きください。14ページ、15ページになります。こちらのほうから主な歳出の説明のほうをさせていただきます。まず今回補正におけます人件費につきましては、扶養手当、通勤手当、住居手当、児童手当、超勤手当、共済費の増ということになっております。金額的には主に超勤手当と共済費の増ということになっております。15ページの上から3段目になります。2款、1項、3目、財産管理費13節の委託料の説明欄、佐川町契約管理システム改修委託料の80万1千円につきましては、Windows7のサポートが来年1月14日に終了することから、Windows10への移行するためなどの改修ということになっております。同じ15ページの中ほどになります。2款、1項、4目、企画費8節報償費の説明欄、記念品の1,950万円につきましては、本年度のふるさと納税の寄附金が10月末時点で、昨年度の10月末と比べまして、約2.1倍の増加で推移しているため、返礼品の見込み額を増額するものとなっております。その下の段の12節役務費の説明欄、郵送料の660万円とその下の手数料603万9千円は、先ほどの説明と同様にふるさと納税寄附金の増加による、返戻品の郵送料見込み額の増額と、寄附金の一定割合につきまして、各ポータルサイト等に支払うことになっております。その各ポータルサイト等に支払うための手数料見込み額の増額と、いうことになっております。その下の段の25節積立金の説明欄、ふるさと納税寄附金基金積立金6,500万円は、増額を見込んでおります、ふるさと納税寄附金を基金に積立てるものということになっております。その4つ下になり

ます。8目諸費、19節負担金・補助及び交付金の説明欄、公民館修繕等補助金の49万4千円、こちらにつきましては現在町が施工しております、堂野々の公民館の耐震工事にあわせまして、堂野々の自治会が施工いたします集落整備事業における改修工事への補助金と、いうことになっております。次に16ページ、17ページをお開きください。17ページ、上から2段目になります、3款、1項、1目社会福祉総務費、20節扶助費の説明欄、障害者医療の1,010万円はこの内訳は、更生医療310万円と育成医療700万円の増額ということになっております。更生医療につきましては、対象者の体調悪化により医療費が増加し、今後の見込み額310万円を増額させていただいておるものとなっております。育成医療につきましては、対象者の方が手術をすることとなったため、700万円の増額をするものということとなっております。その3つ下の段になります、2目老人福祉費、19節負担金・補助及び交付金の624万9千円につきましては、平成30年度の後期高齢者医療の給付費のほうが確定しましたので、その確定したことに伴い、町負担金の不足額のほうを計上させていただくものとなっております。

続きまして、18ページ、19ページをお開きください。19ページのほうの上から4段目になります。3項、1目児童福祉総務費、20節扶助費の説明欄、障害児通所等サービス費の1,062万円は、障害児のサービス利用が年々増加しておりまして、当初予算で見込んだ増加を上回る増加となっているため、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援にかかる費用のほうを増額するものとなっております。

続きまして、今度は下からですけど、下から5段目になります。4款、1項、5目他会計繰出金、28節繰出金の説明欄、国保特別会計繰出金の147万2千円は国保会計が実施いたします、国民健康保険システム改修に要する費用のほうを繰り出すものということになっております。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。21ページの上から3段目になります。5款、1項、3目農業振興費、19節負担金・補助及び交付金の説明欄、佐川町猟友会補助金の100万円につきましては、本年度はイノシシの農業被害が多く駆除頭数も増加し、本年度の予察計画頭数に達したため、佐川町有害鳥獣被害対策

協議会で、予察計画頭数が変更されました。この変更に伴います捕獲頭数増加分にかかる増額と、いうことになっております。その下の段の6目農地費、13節委託料△の391万円と、その下の15節工事請負費391万円は、委託料の不用見込額を実施設定の結果、当初見込み金額より増額となります、工事請負費のほうに組み替えをするものとなっております。

続きまして、下から5段目になります。下から5段目の7款、1項、3目道路橋梁費、道路橋梁新設改良費、13節委託料の260万円とその下の15節工事請負費の△260万円は、当初見込み額より増額となります、地方道路交付金事業にかかる設計委託業務に、工事請負費を減額し、組み替えするものということとなっております。同じページの1番下の段になります。4項、1目、11節需用費の説明欄、修繕費の150万円につきましては、町営住宅につきまして老朽化に伴い、経年劣化による修繕費用が増加しております、その修繕費用の増加分につきまして、計上するということとなっております。

続きまして、22ページ、23ページをお開きください。23ページの上から2段目になります。9款、2項、1目学校管理費、18節備品購入費の122万1千円、このうちの92万4千円につきましては、斗賀野小学校給食用牛乳保管冷蔵庫が故障いたしまして、修理不能となったため、購入しようとするものとなっております。残りの29万7千円、こちらにつきましても、斗賀野小学校の拡大コピー機が故障し修理不能となったため、購入しようとするものとなっております。同じ23ページの中段になります。4項、4目人権教育費、11節需要費と15節工事請負費、こちらのほうにつきましては、教育集会所にかかる経費ということになっております。通所児童生徒の増加によりまして、現在の部屋だけではスペースのほうが足りなくなったため、学習スペースや相談スペースを確保するため別の2部屋にエアコンを設置する費用を、15節工事請負費に31万3千円計上し、動かなくなっている引き戸の修繕も合わせて行うこととしております。この修繕等現在壊れております樋の修繕費合わせたものを、11節需用費の修繕費に64万9千円計上しております。1番下の表の1番上になります。5項保健体育費、1項1目保健体育総務費、11節需用費の説明欄、修繕費の45万8千円は、佐川中学校体育館の複

数カ所の電球が、正常に点灯しない状態のため、調査しました結果、安定器不具合による点灯異常であった照明について、修繕を行おうとするものであります。次に下から２段目になります、２目学校給食費、１１節需用費の説明欄、修繕費の 78 万 5 千円につきましては、給食センターの蒸気ボイラーの不具合による修繕費、48 万 5 千円と、経年劣化などにより修繕のほうが多くなっております。そのことによりまして、修繕費の予算が不足しておりますため、今後の不足の故障修繕に対応する予算といたしまして、30 万円を計上しております。歳出のほうの説明は以上になります。

続けて歳入の説明をさせていただきます。10 ページ、11 ページを開きください。10 ページ、11 ページになります。1 番上の表になります。11 ページの上から 2 つ目の表になります。14 款、1 項、1 目民生費国庫負担金、1 節児童負担金の説明欄、障害児入所給付費及び医療費等国庫負担金の 531 万円につきましては、先ほどの歳出で説明をいたしました、障害児通所等サービス費の増額に伴う国の負担金となっております。負担率は 2 分の 1 となっております。その下の段の 2 節社会福祉負担金の説明欄、自立支援医療費負担金の 505 万円は、こちらでも歳出で説明いたしました障害者医療の増額に伴う、国の負担金となっております。負担率は 2 分の 1 となっております。その下の表の上から 2 段目になります。2 項、6 目災害復旧費国庫補助金の△933 万 8 千円は、歳出でも説明いたしました、補助事業の採択要件に合致しない事業にかかる補助金見込額を減額するものです。歳出ではありません。補助事業の採択要件に合致しない事業にかかる補助金見込額を減額するものであります。下から 2 つ目の表の 1 番上になります、15 款、1 項、1 目民生費県負担金、1 節児童福祉負担金の説明欄、障害児入所給付費及び医療費等県負担金の 265 万 5 千円、こちらのほうは先ほどの国庫負担金で説明いたしました、歳出の障害児通所等サービス費にかかる、こちらのほうは県からの負担金となっております。負担率は 4 分の 1 となっております。その下の段の 2 節社会福祉費負担金の説明欄、身障関係：自立支援医療費負担金の 252 万 5 千円、こちらのほうも先ほどの国庫負担金で説明しました、歳出の障害者医療にかかるこちらのほうも県からの負担金となっております。負担率は 4 分の 1 となっております。

続きまして、12 ページ、13 ページをお開きください。13 ページの 1 番上になります。17 款、1 項、4 目ふるさと寄附金の 6,500 万円につきましては、歳出でも説明しましたとおり、今年度のふるさと納税の給付金が増加しておることから、寄附金の見込額を増額するものとなっております。中ほどの表になります。18 款、1 項、1 目財政町政基金繰入金の 4,745 万 4 千円は、今回の補正におけます歳入の不足額を財政調整基金から繰り入れを行うものとなっております。1 番下の表になります、21 款、1 項、3 目災害復旧債、2 節公共土木施設災害復旧債の説明欄、現年災害の△550 万円は、国庫補助事業の採択要件に合致しない事業にかかる町債を減額するものとなっております。その下の 3 節緊急自然災害防止対策事業債の 1,400 万円は、地方債の時にも説明いたしました、長竹川護岸改修工事の財源といたしまして、当初見込んでいました財源から地方単独事業として実施いたします、防災インフラの整備を促進するため創設されました、緊急自然災害防止対策事業債に財源のほうを変更し、借入れをしようとするものとなっております。充当率は対象事業費の 100%で、元利償還金の 70%が今年度の地方交付税措置ということになっております。その下の 5 目農林水産業債、2 節林業債の説明欄、緊急自然災害防止対策事業債の 1,160 万円は、川内ヶ谷の溪流の護岸工事と山腹工事の財源として、先ほどの説明と同様に、緊急自然災害防止対策事業債を借入れしようとするものとなっております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

町民課長（和田強君）

それでは私のほうから、議案第 73 号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書、10 ページ、11 ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。まず 1 番上の段の表、1 款、1 項、1 目一般管理費、13 節委託料につきましては、国民健康保険システムのオンライン資格確認システムなどの改修を行うもので、147 万 2 千円の増額補正を行うものです。その下の表、2 款、5 項、1 目葬祭費につきましては、今後の給付見込みにより 2 名分、6 万円の増額補正を行うものです。その下 3 番目の表、7 款、2 項、1 目直営診療施設勘定繰入金につきましては、高北病院が整備する医療機器に

対する国の特別交付金額が、増額したことにより、その繰出金について、5万円の増額補正を行うものです。1番下の表、8款、1項、1目予備費につきましては、葬祭費への組み替えにより6万円の減額補正を行うものです。

続きまして、ページ戻りまして、8ページ、9ページをお開きください。上の表、3款、1項、1目保険給付費等交付金の2節特別調整交付金につきましては、先ほど歳出のほうで説明いたしました、高北病院が整備する医療機器に対する交付金が増額することにより、5万円の増額補正を行うものです。2番目の表、5款、1項、1目一般会計繰入金につきましては、国保システムの改修に要する費用相当額147万2千円の増額補正を行うものです。以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私のほうから、議案第74号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の詳細について説明させていただきます。補正予算書の4ページをお開きください。第2表債務負担行為補正を追加しています。財源につきましては、一般会計からの繰出しとなるため、一般会計補正予算でも同じような補正がされています。内容につきましては、佐川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託料は行政報告でもありましたように、次期計画の策定にあたっては十分な分析、検討のため期間を確保するため2年かけて策定します。本年度のニーズ調査等の委託業務と来年度ニーズ調査の結果を踏まえた、分析や検討の業務については一連の業務であるため、同一事業者との契約を行い、円滑な策定を考えています。そのため2年間にわたって同一事業者と契約を行えるように、期間を来年度までの令和2年度、限度額を363万円として債務負担行為を補正するものです。

次に歳出について説明します。12ページ、13ページをお開きください。今回の主な補正につきましては、職員の超勤手当と、地域支援事業費の組み替えとなっています。まず介護保険にかかる超勤全体について説明します。対象となる係は、地域包括支援センター係、介護保険係、地域ふれあい係の3係のうち、11名の方が対象となっています。当初予算全体の超勤手当の額は、139万7千円を計上していましたが、4月から10月までの執行額は約76万円、予算残高が

約 63 万 5 千円に対して、11 月以降の見込み額は 117 万 3 千円であり、不足額が 53 万 8 千円となりますので、1 番上の表になりますが、1 款、1 項、1 目一般管理費、3 節職員手当等、超勤手当の 32 万 5 千円の減額、次の 3 款、2 項、1 目総務費、3 節職員手当等の超勤手当は、84 万 9 千円の増額、その下の表、3 款、3 項、2 目介護予防ケアマネジメント事業費、3 節職員手当等の超勤手当、1 万 4 千円の増額をさせていただきます。今回の大きな超勤手当の要因は、地域包括支援センター係で行っています要支援者に対するケアプランの作成業務ですが、前年度まで 4 人いました臨時職員のケアマネージャーが現在 2 名となっております、その 2 名が担当していましたケアプラン作成業務、できるだけ委託しましたが、委託できない約 25 件を正職員の有資格者、社会福祉士、主任ケアマネ、保健師で対応しており、今までの分と含めて約 50 件を毎月作成しています。そのため日中業務に時間をさかれ、高齢者に対する相談やケース記録の時間外業務、また虐待案件など休日や昼夜問わず対応に対する超勤があり、必要最低限の額を計上させていただきました。

次に超勤以外ですが、2 つ目の表、3 款、2 項、2 目包括的支援事業費、14 節システム使用料 18 万 2 千円は、現在包括支援センターで使用している相談記録などを管理しているシステムは、キーパンチで入力していますが、最近相談件数は増加し、入力に時間を要していますので、音声入力支援システムを使用し、業務の軽減を図るものです。次の 6 目認知症総合支援事業費、12 節郵送料等手数料 3 万 5 千円は、認知症に関する講演会を 1 月に桜座で行う予定としておりまして、住民の方への周知、また民生員や 100 歳体操のお世話役の方への郵送料と新聞、折り込み料としての手数料になっております。その下の 13 節委託料 3 万 5 千円の減額は、12 節との組み替えとなっております。次の 3 款、3 項、2 目、13 節介護予防ケアマネジメント委託料 11 万 8 千円の増額は、要支援 1、2 の方のケアプラン作成に係る委託費で、今後 3 人の増加を見込んだ補正となっております。次の 3 款、4 項、1 目一般介護予防事業費 7 節の賃金 30 万円の減額は、先ほど今後の見込みによりまして先ほど説明しました、3 款、2 項、2 目包括的支援事業費、14 節システム使用料 18 万 2 千円と、3 款、3 項、2 目、13 節介護予防ケアマネジメント委託料 11 万 8 千円との組み替えとなっております。

次に歳入について説明します。10 ページ、11 ページをお開きください。上から 4 つ目の表になりますが、7 款、1 項、5 目その他繰入金、1 節職員給与費等繰入金は、先ほどの歳出、1 款、1 項、1 目一般管理費 3 節超勤手当 32 万 5 千円の減額に対して同額の 32 万 5 千円を減額するものです。その他の 3 款国庫負支出金、4 款支払基金交付金、5 款県支出金、7 款繰入金は歳出の 3 款地域支援事業費の負担割合で、それぞれ補正をさせていただいています。以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

総務課長（麻田正志君）

それでは議案第 75 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 78 号、佐川町森林環境譲与税基金条例の制定についてまでの説明をさせていただきます。

まず、議案第 75 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、成年後見人等の権利の制限にかかる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する、法律の施行による地方公務員法の改正に伴いまして、地方公務員法の第 16 条に規定しておりました欠格事由から、成年被後見人または被補佐人が削られることに伴いまして、この改正にかかる欠格条項を削除するため、条例の一部を改正するものということになっております。

次に、議案第 76 号、佐川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、職員の給与の基本的事項としたしまして、給与の種類、金額、その決定方法、手当、費用弁償の種類及びその内容などを規定したものであります。主な条項についてその概要のほう説明させていただきます。第 2 条につきましては、フルタイム会計年度任用職員と、パートタイム会計年度任用職員の用語の意義のほうを規定しております。第 3 条、こちらの条におきまして、この条例におきます給与の内容、支払い方法などを規定しております。フルタイム会計年度任用職員にあつては給料から期末手当及び特殊勤務手当、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当というような形でこちらのほうで規定しております。第 4 条につきましては、第 4 条から第 16 条まではフルタイムの会計年度任用職員の給与についての規定ということになってい

ます。第4条につきましては給料表のほうを規定しております。この議案の後ろのほうにあります、別表第1、行政職給料表ということで給料表を規定しております。第5条につきましては職務の級の分類、分類の基準となるべく職務の内容や決定を規定しております。この議案の後ろの端のページに、別表第2、等級別基準職務表というのがありまして、そちらのほうに規定しております。第6条のほうでは号級は規則で定める基準に従い任命権者が決定することを規定しております。第8条のほうでは通勤手当につきまして、佐川町一般職の職員の給与に関する条例第8条の2の規定を準用することを規定しております。第9条のほうは時間外勤務手当の支給について規定しております。佐川町一般職の職員の給与に関する条例、第11条第1項、2項、4項の規定を準用するということと、読み替えのほうを規定しております。第10条につきましては、休日勤務手当の支給について規定しております。同じく佐川町一般職の職員の給与に関する条例、第12条の規定を準用することと、その読み替えを規定しております。

次に第13条になります。第13条のほうは期末手当について規定しております。第1項につきましては、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について、佐川町一般職の職員の給与に関する条例第15条から、第15条の3までの規定を準用するということを規定しております。第2項と、第3項につきましては第1項以外に、任期が6月以上のフルタイム会計年度職員とみなす場合を規定しております。第15条に飛びます。第15条のほうでは勤務1時間当たりの給与額の算出について、規定をしております。第16条につきましては、定められた勤務時間中に勤務しない時の給与の減額について、規定をしております。第17条から第25条までがパートタイム会計年度任用職員の報酬についての規定となっております。第17条において、第1項では月額報酬額の計算方法、第2項においては日額の報酬額の計算方法、第3項においては時間額の報酬額の計算方法を規定しております。第4項におきましては、この報酬額を算出する際に使用いたします、基準月額について規定しております。次に第19条につきましては、時間外勤務を命ぜられた場合の報酬の支給について規定をしております。第20条につきましては、休日勤務を命ぜられた場合の報酬の支給について規定をして

おります。第 22 条、こちらのほうはパートタイムのほうの期末手当について、規定しております。第 1 項につきましては、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員について、期末手当の支給について、佐川町一般職の職員の給与に関する条例、第 15 条から第 15 条の 3 までの規定を準用することと、読み替えをする規定をこちらのほうで規定しております。第 2 項と第 3 項は第 1 項以外に、任期が 6 月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす場合を規定しております。

次に第 24 条のほうについてですけど、24 条のほうは勤務 1 時間当たりの報酬額の算出について規定をしております。第 25 条につきましては、正規の勤務時間中に勤務しない時の報酬の減額について規定しております。第 26 条、第 27 条はパートタイム会計年度任用職員の費用弁償について規定をしております。第 26 条は通勤にかかる費用弁償についての規定となっております、佐川町一般職の職員の給与に関する条例第 8 条の 2、第 1 項各号に定める通勤手当の支給要件に該当する時に支給することなどとしております。第 27 条につきましては、公務のための旅行にかかる費用を負担する時は、その旅行にかかる費用弁償を支給すると、いうことを規定しております。その費用弁償の額につきましては、佐川町職員の旅費に関する条例の規定の適応を受ける職員の例によることとしております。第 28 条につきましては、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与を規定しております。職務の特殊性等を考慮しまして、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与は、常時勤務を要する職を占める職員との健康及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が町長と協議して、別に定めることとしております。第 29 条につきましては休職の期間中は、いかなる給与も支給されないということの規定しております。最後の第 30 条では、規則への委任を規定しております、この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めると、いうことになっております。議案第 76 号の説明は以上となります。

次に、議案第 77 号の説明のほうさせていただきます。議案第 77 号、佐川町会計年度任用職員制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例の規定

の整備と、所要の改正を行うものということになっております。その概要につきまして、本日配付させていただいております、参考資料議案第 77 号関係のほうで、各条の概要につきまして説明のほうさせていただきます。参考資料議案第 77 号関係のほうの御用意をよろしくお願いいたします。まず参考資料の 1 ページ目のところにありますけれど、こちらの 1 ページ目のほうがこの関係条例の分の第 1 条にあたります。佐川町職員定数条例、こちらの改正の内容は条例定数の適応除外となります、臨時的任用職員の範囲を、臨時の職に関する場合における、臨時的任用職員に限定するものの改正を行うものと、いうことになっております。

続きまして、参考資料の 2 ページのほうになります。参考資料の 2 ページ、こちらのほうが第 2 条になります。佐川町人事行政の運営との状況の公表に関する条例になります。改正後の地方公務員法第 58 条の第 1 項におきまして、フルタイム会計年度任用職員につきましては、人事行政の運営等の状況の公表の対象となるということに伴いまして、改正を行うものということになっております。

続きまして、3 ページ目のほうになります。こちらのほうは第 3 条になります。こちらのほうにつきましては、地方公務員法第 22 条第 2 項から第 7 項までにおいて規定されております、臨時的任用につきましては、改正後は地方公務員法第 22 条の 3 として規定されることになることに伴いまして、同法の規定を引用して条件付採用について、定めている規定につきまして、その引用条項の改正を行うものということになっております。

続きまして、4 ページのほうをお開きください。4 ページになります。こちらのほうが第 4 条ということになります。会計年度任用職員の任期が、1 会計年度限りとされることに伴いまして、休職の期間について所要の改正を行うものということになっております。

続きまして、5 ページをごらんください。5 ページが第 5 条ということになっております。こちらのほうは会計年度任用職員に対する規定の適応につきまして、パートタイムの会計年度任用職員には、給料ではなく、報酬を支給することになるので、その旨の規定を加えるものということになっております。

続きまして、6 ページのほうをお開きください。6 ページのほう第 6 条ということになっております。こちらのほうにつきまして

は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等につきましては新たに規則を新規制定するため、当該条例の規定を削るものということと、地方公務員法第24条5項の規定によりまして、職員の給与、勤務時間、その他の勤務条件につきましては、条例で定める必要があるため、非常勤職員の勤務時間、休暇等については、規則で定める規準の範囲内で、任命権者に委任する旨に改めるものと、いうことになっております。

続きまして、7ページのほうになります。こちらのほうが第7条ということになっておりまして、会計年度任用職員制度の整備に伴いまして、第2条の4を追加することに伴い、関係する条項の改正を行うものと、会計年度任用職員が部分休業した場合の給与の取り扱いに関する規定を加えるものということになっております。

続きまして、第7条関係がページ7から、13までということになっております。第8条関係はページの14になります。ページ14のほうお開きください。ページ14のほうが第8条関係となっております。こちらのほうにつきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴いまして、フルタイムの会計年度任用職員については地方自治法第204条、第1項を改正し常勤職員と同様に給料、手当及び旅費の支給対象であることが明確化されたことに伴いまして、当該条例第5条において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の保証基礎額について、常勤職員の公務災害補償にかかる平均給与額の例による、こととする規定を新たに整備するものということになっております。

続きまして、第9条のほうはページの15ページから21ページまでになります。こちらの第19条につきましては、別表につけております、別表第1の特別職の委員の規定内容の整備をさせていただきます。

続きまして、ページの22ページになります。こちらのほうが第10条ということになっております。こちらの第10条で会計年度任用職員の給料につきましては別の条例、先ほど説明いたしました、佐川町会計年度任用職員の給与及び、費用弁償に関する条例、こちらのほうで定めるということを明記するものという内容になっております。

続きまして、第11条はページの23になります。ページの23のが

第 11 条になりまして、こちらのほうは会計年度任用職員として任用される、単純労務職員の給与の種類及び基準に関する事項を定めるものということになっております。こちらのほうで会計年度任用の単純労務職員の給与等をこちらのほうで定めております。

次に、第 12 条はページ 24 になります。ページ 24、こちらのほうでは佐川町職員の旅費に関する条例の改正ということになっておりまして、会計年度任用職員は一般職の非常勤職員ということになりますけれど、パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に要した費用につきましては、旅費ではなく費用弁償として支給するということになりますため、本条例に規定する職員の範囲に、パートタイムの会計年度任用職員は含まれない旨を、明示する改正を行うものと、いうことになっております。

最後になりますが、第 13 条、こちらのほうはページ 25 になります。こちらのほうは会計年度任用職員への移行に伴いまして、委嘱から任用へと改正を行うものということになっております。

次に、議案第 78 号の説明をさせていただきます。議案第 78 号は佐川町森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。こちらの条例につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行によりまして、同法第 27 条に規定に基づいて国から譲与される、森林環境譲与税につきまして、同法第 34 条、第 1 項規定に基づき、佐川町が実施する森林の整備、及びその促進に関する施策に要する財源に充てるための基金を創設するため、新たに条例を制定するというものであります。内容につきましては今までの他の基金条例と同じように、その積立、管理、運用基金の処理、処分などしております。以上で、議案第 75 号から、議案第 78 号までの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岡村統正君）

以上で、議案第 72 号から議案第 78 までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議を、9 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会　　午前 11 時 4 分